

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

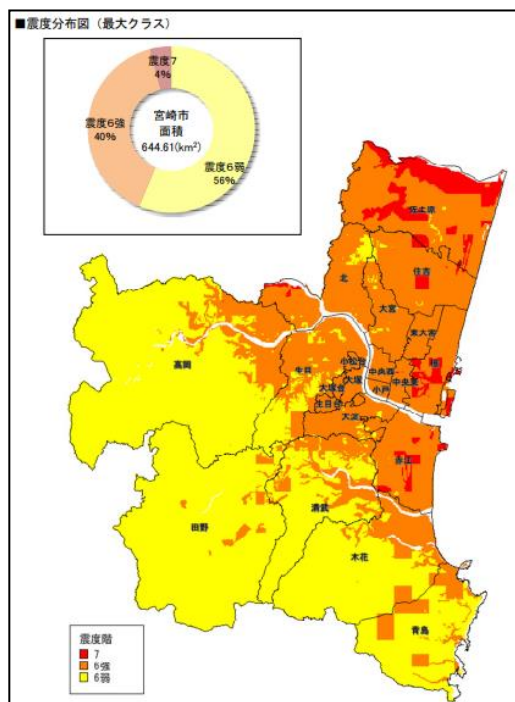
(1) 地域の災害等リスク

ア 地震災害

本市は、南海トラフ及びその周辺の地域を震源とする大規模な地震の生ずるおそれのある地域にあり、平成25年12月施行の「南海トラフ地震対策特別措置法」に基づき、当市は「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。そのため、本市の地震災害対策は海溝型地震の「南海トラフ巨大地震」の被害想定を基礎としている。

県調査の地震動予測では、「内閣府 陸側ケース」及び「宮崎県 独自ケース」の2つの地震動モデルを想定し、各ケースについて予測した地震動想定結果を重ね合わせ、最大クラスの地震動を想定している。

この「最大クラス」では、宮崎市全域で震度6弱以上の揺れが想定されており、最も揺れが激しい震度7の地域は、宮崎市の4%を占め、佐土原、住吉、檉、赤江地区などで予測されている。



右図 震度分布図

(参考：宮崎県地震・津波被害想定調査(平成25年9月))

《 南海トラフ地震における被害想定結果の概要 》

1. 建物被害

季節・時間	全壊棟数 (棟)					
	液状化	揺れ	急傾斜地崩壊	津波	火災	合計
	全壊	全壊	全壊	全壊	焼失	全壊・焼失
冬 18時	2,500	19,000	70	5,000	2,200	29,000

2. 人的被害

季節・時間	死者数 (人)						
	建物倒壊		急傾斜地崩壊	津波	火災	ブロック塀	合計
	死者	(家具)	死者	死者	死者	死者	死者
冬深夜	1,500	80	10	1,400	60	-	3,000

※想定ケース①：内閣府の強震断層モデル（陸側ケース）及び津波断層モデルを用いて、宮崎県独自に再解析した地震動及び津波浸水等の想定結果に基づくケース

※想定ケース②：宮崎県独自に設定した強震断層モデル及び津波断層モデルによる地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース

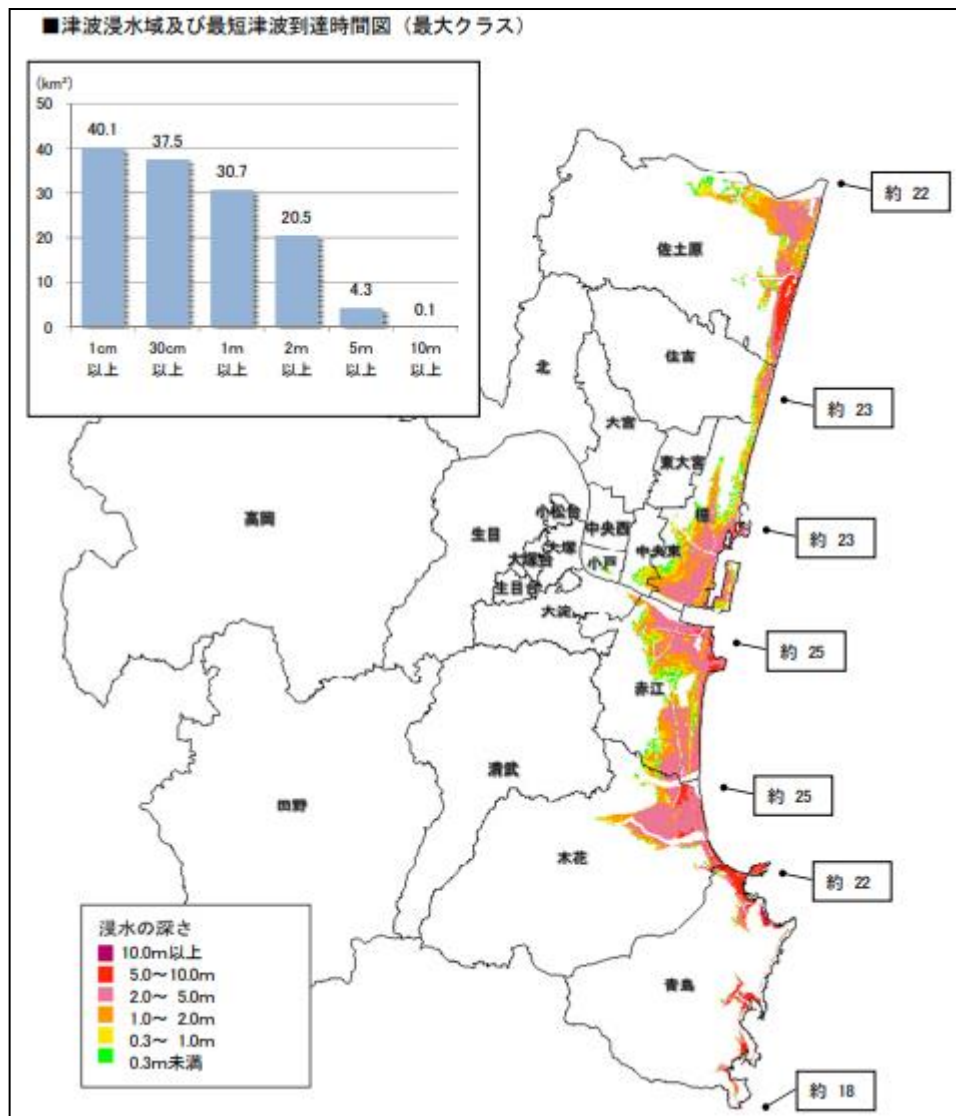
イ 津波被害

南海トラフ地震の過去事例を見てみると、100年～150年の間隔で繰り返し発生していることが明らかになっており、前回の南海トラフ地震（昭和東南海地震・1944年および昭和南海地震・1946年）が発生して70年以上が経過しており、次の南海トラフ地震の発生確率は着実に高まっている。

また、宮崎県の沿岸における津波浸水想定によると、「南海トラフ巨大地震」規模の最大クラスが発生した場合には、宮崎市内の40.1k m²が浸水すると想定されており、青島付近の海岸部では10m以上の浸水が予測されている。

なお、宮崎市における最大津波高は、青島地区（折生迫・内海地区）で約16m、最短津波到達時間は、青島地区（いるか岬沖）では約18分と想定されている。

過去においても多くの津波被害を受けてきた経緯がある。



(イ) 土砂災害

宮崎県土砂災害警戒区域等マップによると、土砂災害警戒区域となっている急傾斜地が管轄地域に数多く点在しており、下表のとおり約 1,700 もの区域が土砂災害警戒区域として指定されている。

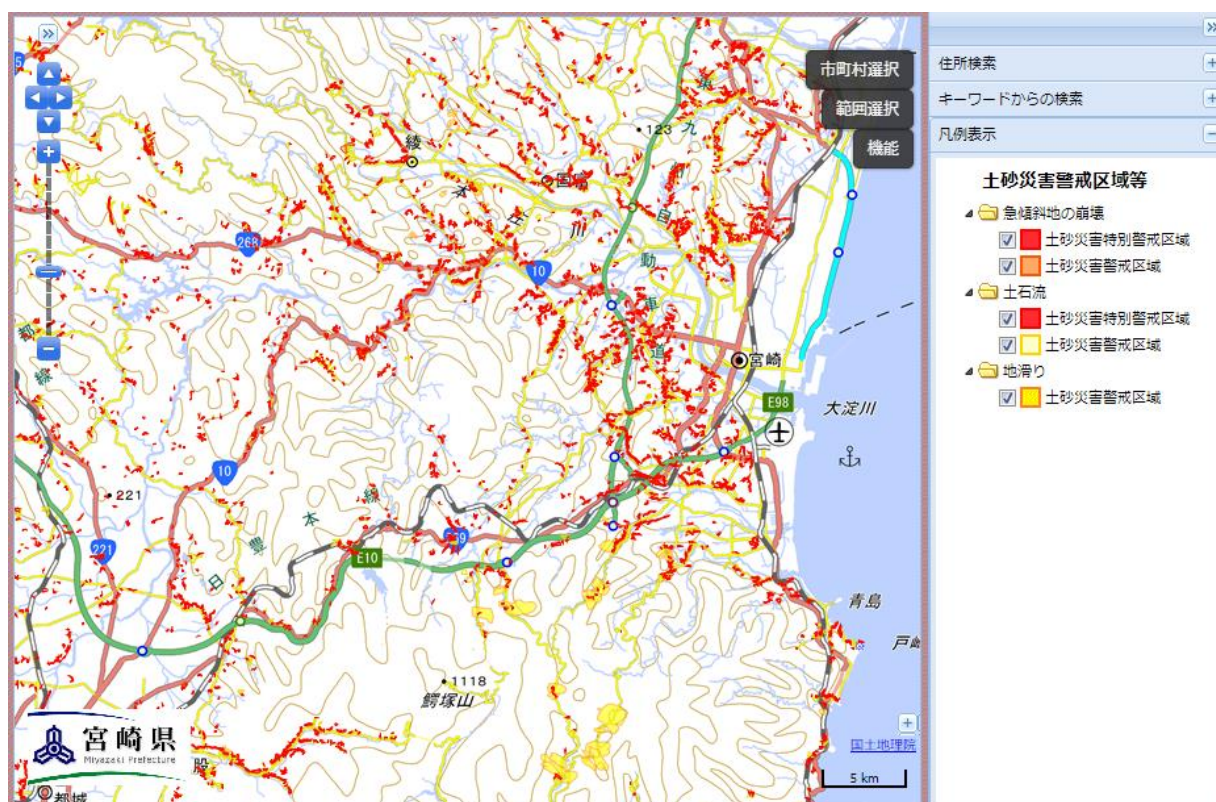


図 土砂災害警戒区域等情報マップ(宮崎県 HP)

表 土砂災害警戒区域等の指定状況 (市内) ※R3. 4月現在

区分		箇所(地域)数
山地災害危険地区(県)	山腹崩壊危険地区	162
	崩壊土砂流出危険地区	86
	地すべり危険地区	4
土砂災害警戒区域 ※()内は土砂災害特別警戒区域	土石流	362 (210)
	急傾斜地の崩壊	1,374 (1,269)
	地滑り	12

エ 感染症

これまでの季節型インフルエンザや 10~40 年周期で出現する新型インフルエンザに加え、新型コロナウイルス感染症により、当市においても多くの市民の生命や健康に多大な影響を与えてきている。

新型コロナウイルス感染症やそれに派生した感染力の強いオミクロン株の影響により、感染者のみならず、濃厚接触者となり、入院や自宅待機などを余儀なくされるケースが増加している。これにより、市内の事業者の事業継続に大きな支障を与えている。

平時における基本的な感染防止対策をはじめとする「業種別ガイドライン」の遵守、テレワークの推進を行うとともに、各事業所におけるBCPの策定・実行が不可欠である。

オ サイバーリスク

企業をはじめ、各種団体・事業者等で取り組まれている業務やサービスは、今やあらゆる面でIT/ICT抜きには成り立たない状況にある。これらIT/ICTサービスを支えるインフラやネットワークに甚大な障害が発生した場合、事業者が事業を継続することは不可能になる。また、IT/ICTの流れは不可逆的であり、今後更に進化していくことが予想される。この環境下において、あらゆる業種・あらゆる事業へのサイバー攻撃をはじめとしたサイバーリスクは増加の一方であり、本市における事業者もその例外ではない。

こうした、サイバーリスクに関して事前に最新情報※を入手し、サイバーリスクに備えるとともに、事後のBCPを平時に作成することは不可欠な状況である。

※最新情報の入手方法として「Tokio Cyber Port」の活用が有効である。

URL：<https://tokiocyberport.tokiomarine-nichido.co.jp/cybersecurity/s/>

(2) 商工業者の状況（令和4年3月31日時点）

- ・ 商工業者数 : 18,277 人
- ・ 小規模事業者数 : 13,308 人

以下、宮崎商工会議所、清武町商工会、田野町商工会、宮崎市生目商工会、佐土原町商工会、高岡町商工会を当会等と言い換える。

業種 大分類	地区内 事業者数	内訳		商工業者数に占める 小規模事業者の割合
		小規模事業者以外	小規模事業者	
農業、林業	99	43	56	56.6%
鉱業、採石業、砂利採取業	6	3	3	50.0%
建設業	1828	88	1740	95.2%
製造業	734	127	607	82.7%
電気・ガス・熱供給・水道業	29	15	14	48.3%
情報通信業	192	106	86	44.8%
運輸業、郵便業	292	162	130	44.5%
卸売業、小売業	4673	1389	3284	70.3%
金融業、保険業	396	211	185	46.7%
不動産業、物品賃貸業	907	133	774	85.3%
学術研究、専門・技術サービス業	923	191	732	79.3%
宿泊業、飲食サービス業	2894	754	2140	73.9%
生活関連サービス業、娯楽業	1710	258	1452	84.9%
教育、学習支援業	697	251	446	64.0%
医療、福祉	1555	856	699	45.0%
複合サービス事業	81	34	47	58.0%
サービス業（他に分類されないもの）	1261	348	913	72.4%
合計	18,277	4969	13,308	72.8%

(3) これまでの取組

- ・ B C Pに関する国の施策の周知
- ・ 損害保険の加入促進
- ・ 当市の防災訓練への参加
- ・ 宮崎県と東京海上日動火災保険株式会社が締結している B C P 協定に従い、平成 2 9 年度以降毎年開催される B C P ワークショップやセミナーの共催と会員企業への参加依頼

2 課題

津波ハザードマップによるとこれまで 100 年から 150 年に 1 回の割合で大きな地震と津波が発生しており、最後は 1946 年に発生した「昭和南海地震」となっており、2022 年 1 月に行われた政府の地震調査委員会によると、40 年以内にマグニチュード 8~9 級の地震が発生する割合を「80~90%」から「90%程度」に引き上げる等、緊迫した状況となっている。

また当市は海岸沿いにあるため、津波の最大値は 16m、津波到着時間は最短値 18 分となっている等、大規模な津波被害が想定される。しかし、当会等においては自然災害等による緊急時の取組について漠然的な記載にとどまっており、連携体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない状態である。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会等の経営指導員等の職員が不足しているといった課題が浮き彫りとなっている。

また、感染症対策において、管内事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

3 目標

管内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。具体的には B C P ワークショップやセミナーへの参加依頼を継続的に行う事で、小規模事業者等への普及啓発活動を続けていく。また、保険や共済に対する助言や情報提供等を行えるよう、関係機関を交えた職員向け研修会を開催し、事業者への巡回訪問時には東京海上日動火災保険(株)等と同行することで若手職員等の O J T も実施する。

発災時や非常時には、当会等は地域経済を速やかに復興させるために尽力することが必要であるため、当会等が速やかに業務を再開させることが必要であり、そのためには当会等自身がそれぞれ B C P を策定し、減災に備える事が重要である。

また発災時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会等と当市との間における被害情報報告・共有ルートを構築する。

発災後、速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

具体的には当会等は、事業者に対して災害リスクを周知させる普及啓発活動を行いながら、簡易な B C P (「中小企業・小規模事業者のための事業継続計画 (B C P)」等) を関係団体と連携して作成するとともに、「ビジネス総合保険」への加入を関係団体と連携して促進する。具体的には、5 カ年で計画区域内総事業者数の 1% にあたる約 180 事業者の新規加入を目指し、事業者のリスクファイナンスを実現する。

1. 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日

2. 事業継続力強化支援事業の内容

当会等と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

(1) 事前の対策

ア 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招聘し、小規模事業者に対する普及啓発セミナーを開催もしくは共催し、行政の施策の紹介、損害保険・共済の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、小規模事業者に対し常に最新の正しい情報を入手し冷静に対応することを周知する。
- ・小規模事業者に対し事業者BCPの策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。東京海上日動火災保険株式会社が提供する「中小企業・小規模事業者のための事業継続計画（BCP）」等を活用しBCP作成を支援すると共に、東京海上日動火災保険株式会社が提供する「ビジネス総合保険」等への加入を促進し、事業者のリスクファイナンスを実現する。本商品は現段階において感染症に対するリスクファイナンスも実現可能となっている。

イ 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成の有無

- ・宮崎市事業継続力強化支援協議会を設立し、令和5年度中に作成。
- ・宮崎商工会議所は平成26年10月20日に作成。

ウ 関係団体との連携

- ・当会等は、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険等の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や損害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・当会等と当市は、関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共済依頼等、連携体制を構築する。

エ フォローアップ及び事業の評価

- ・当会等と当市は、宮崎市事業継続力強化支援計画を当会等ホームページや宮崎市ホームページへ掲載する。
- ・毎年度、宮崎市事業継続力強化支援協議会（構成員：当会等、当市）を年1回開催し、事業者のBCP等の取組状況の確認や改善点等について協議する。

オ 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害等が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練を必要に応じて実施する）。

(2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携する。

ア 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 2 時間以内に職員の安否確認を行う。（SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会等と宮崎市で共有する。）
- ・市内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染者流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」等が出た場合は、当市における感染症対策本部設置に基づき当会等による感染症対策を行う。

イ 応急対策の方針決定

- ・当会等と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例）
職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策が出来ない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1 日以内に情報共有する。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内の 10% 程度の事業者で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 1% 程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内の 1% 程度の事業者で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 0.1% 程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会等と当市は以下の間隔で被害や感染情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	状況に応じて協議する

- ・感染症に関しては、当市で取りまとめた「宮崎市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、当会等と当市は必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等、体制維持に向けた対策を実施する。

(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・ 当会等と当市は相談窓口について協議して開設する。
- ・ 当会等は国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。
- ・ 相談窓口を設置する場合は、自然災害等による被害が収束し、安全性が確認された場所において設置する。
- ・ 当会等と当市は、管内内事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 当会等と当市は、応急時に有効な被災事業者施策（国、宮崎県や当市等の施策）について、管内事業者に周知する。また、可及的速やかに被災事業者施策が事業者を実施できるよう最善を尽くす。
- ・ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・ 宮崎県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を宮崎県に相談する。

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに宮崎県へ報告する。

(別表2)

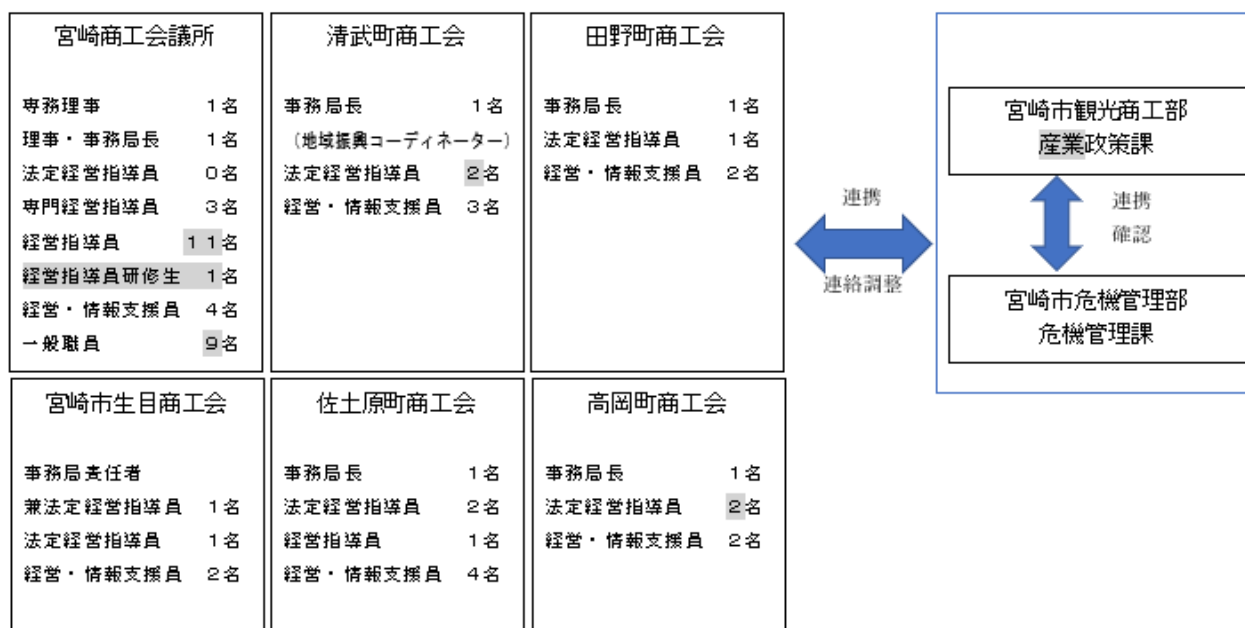
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和5年10月現在)

1. 実施体制

(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制等)



2. 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

(1) 当該経営指導員の氏名、連絡先

名称	職種	氏名	連絡先
宮崎商工会議所	専門経営指導員	黒木 竜一	連絡先は後述3.(1)参照
	専門経営指導員	西村 英康	
	専門経営指導員	時任 将彦	
清武町商工会	法定経営指導員	甲斐 定治	
	法定経営指導員	緒方 里香	
田野町商工会	法定経営指導員	横山 旭人	
宮崎市生目商工会	法定経営指導員	宮脇 朗	
	法定経営指導員	甲斐 祉奈子	
佐土原町商工会	法定経営指導員	西村 廣美	
	法定経営指導員	長友 咲子	
高岡町商工会	法定経営指導員	児玉 雅之	
	法定経営指導員	河野 理絵	

(2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

3. 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

(1) 商工会／商工会議所

名 称	郵便番号	住 所	電話番号	FAX 番号	E-mail
宮崎商工会議所	880-0811	宮崎市錦町 1-10 宮崎クリスタルタワー番館(KITENビル)7階	0985-22-2161	0985-24-2000	mcci@miyazaki-cci.or.jp
清武町商工会	880-1613	宮崎市清武町西新町 9-7	0985-85-0173	0985-85-0136	kiyotake@miya-shoko.or.jp
田野町商工会	889-1702	宮崎市田野町乙 9418-1	0985-86-0133	0985-86-0428	tano@miya-shoko.or.jp
宮崎市生目商工会	880-2111	宮崎市大字柏原 449-3	0985-47-6827	0985-47-6089	ikime@miya-shoko.or.jp
佐土原町商工会	880-0211	宮崎市佐土原町下田島 20732-53	0985-73-2567	0985-73-4975	sadowara@miya-shoko.or.jp
高岡町商工会	880-2222	宮崎市高岡町五町 268-2	0985-82-0154	0985-82-2400	takaoka@miya-shoko.or.jp

(2) 関係市町村

宮崎市役所 観光商工部 産業政策課
〒880-8505 宮崎県宮崎市橘通西 1 丁目 1 番 1 号
T E L : 0985-21-1792 / F A X : 0985-28-6572
E-mail : 17syouko@city.miyazaki.miyazaki.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに宮崎県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	500	500	500	500	500
・協議会運営費	50	50	50	50	50
・専門家派遣費	130	130	130	130	130
・セミナー開催費	170	170	170	170	170
・パンフレット・チラシ作成費等	120	120	120	120	120
・感染対策費	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、宮崎市補助金、宮崎県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
東京海上日動火災保険株式会社 宮崎支店 宮崎市広島2-5-11 東京海上日動ビル 宮崎支店長 太田垣 大将
連携して実施する事業の内容
1. B C P策定セミナーの共催 2. リスク認識やB C P関連情報の提供 3. 事業者のB C P作成支援 4. 事業者へのリスクファイナンスの提供
連携して事業を実施する者の役割
1. セミナーの企画・運営や講師の派遣 2. リスク実態やB C P情報が記載されたツールの提供 3. B C Pを作成するツールの提供と個別相談 4. 損害保険加入に関する相談、加入勧奨
連携体制図等